

お茶の水女子大学

2022（令和4）年度

教育職員免許法施行規則第22条の7、8の規定に基づく教職課程の自己点検・評価報告書

本学の教員養成の理念

お茶の水女子大学は、1875年に官立の東京女子師範学校として設置され、1890年以降、目的養成機関である女子高等師範学校として多くの女性教員を全国に送り出してきた。戦後は一般大学であるお茶の水女子大学に転換しつつも、全国から学生を集め、卒業生の多くが全国各地の中学校・高等学校の教員となってきた。教員養成は、戦前戦後を通じた本学の重要な使命である。とりわけ、今日に至るもなお、中等教育段階の学校の教員数は男性が圧倒的優位となっている中で、学校教育界で活躍する女性管理職を多数輩出してきたことは特記すべきことである。

さらに、本学には日本で初の幼稚園が設置されており、戦前から設置されている小学校、高等学校（旧高等女学校）や戦後設置された中学校とあわせ、附属学校園のすべてが大学と同一の敷地内に設置されている。附属学校園の教員は優れた実践力を有するとともに、大学と連携した研究に関わることで、研究的にも実践的にも高い力量を備えている。こうした附属学校園での教育実習により、確かな実践力を有する教員の育成を行っていることも本学の教員養成の特色の一つである。

今後も、こうした本学の長きにわたる教員養成の歴史的伝統を踏まえつつ、現代の教育界をリードする女性教員の育成を重要な責務として、社会に貢献するものである。

I. 基準領域ごとの教職課程自己評価・点検

1 教育理念・学修目標

1-1 教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の策定状況

1-2 教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の策定プロセス

1-3 教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の見直しの状況

[現状]

1-1の本学の教員養成の目標については、「お茶の水女子大学学則第2章第1節」の「教育職員免許状の取得」の規定に従って、課程認定を受けている各学科・コースごとに免許取得に応じたカリキュラムが計画・策定されている。

1-2の計画の策定、改善のプロセスについて、本学の全学教育システム改革推進本部学務部会規程第8条第2項の規程に基づき、全学教育システム改革推進本部学務部会のもとに置かれた教職課程専門部会が統括を行い、前期と後期の年に2回、(1)教職課程の科目に関する事項、(2)教職課程の担当教員に関する事項、(3)教員免許に関する事項、(4)介護等体験に関する事項等について、本学の教員養成の目的と課程認定を受けている各学科・コースが計画したカリキュラムが適切かどうか、教育職員免許関係法令に基づいて検討を行っている。場合によっては、内容の再検討を各所に求める。この検討においては、同じく全学的な組織である教育実習専門部会、幼稚園と小学校の教員養成運営に特化した文教教育学部人間社会科学科教育科学コースと子ども学コースの全教員からなる幼稚園・小学校免許課程小委員会との緊密な連絡体制をとっている。

1－3について、これまでは教職課程専門部会が定例の部会開催時以外にも、教育職員免許法等教職課程関係法規の変更時に、随時、計画の見直しを進めてきた。今後も法規の改編や社会の教員を取り巻く環境の変化等に対応してゆく。

2022（令和4）年度に「教職課程の自己点検・評価の実施方針」を策定した。この規程に基づいて当該年度の教職課程の自己点検・自己評価を実施した。今後は本規程に従って教職課程の目標及び当該目標を達成するための計画の見直しを実施する。

○根拠となる資料・データ

- ・お茶の水女子大学学則第2章第1節（ホームページで閲覧可）
- ・全学教育システム改革推進本部学務部会規程
- ・『教育職員免許法に関する説明及び科目認定一覧表』
- ・教職課程専門部会内規
- ・教育実習専門部会内規
- ・教職課程専門部会幼稚園・小学校免許課程小委員会内規
- ・教職課程の自己点検・評価の実施方針（ホームページで閲覧可）

2 授業科目・教育課程の編成実施

- 2－1 複数の教職課程を通じた授業科目の共通開設など全学的な教職課程の編成状況
- 2－2 教職課程の授業科目の実施に必要な施設・設備の整備状況
- 2－3 教職課程の体系的性
- 2－4 ICTの活用指導力など、各項目を横断する重要な事項についての教職課程の体系的性
- 2－5 いわゆるキャップ制の設定状況
- 2－6 教育課程の充実・見直しの状況
- 2－7 個々の授業科目の到達目標の設定状況
- 2－8 シラバスの作成状況
- 2－9 アクティブ・ラーニングやICTの活用など新たな手法の導入状況
- 2－10 個々の授業科目の見直しの状況
- 2－11 教職実践演習及び教育実習等の実施状況

[現状]

2－1の全学的な教職課程の編成について、本学では全学の学生が共通に受講する「教育の基礎的理解に関する科目」群は特定の曜日・時間帯に、他の授業科目に優先的に設置することが承認されている。やむを得ず各学部・学科・コースの専門科目との調整が必要な場合には、教職課程専門部会長と各学部の教務を検討する委員会で検討し、判断している。

2－2について、全学的な環境整備の一つとして、附属図書館には「教職コーナー」を設置している。このコーナーには最新の学習指導要領と指導要領解説、文部科学省の発行物、教員が勧める最新の学校教育や教育実践に関わる研究書等を、教員と図書館職員とともに確認し、常に新しい情報を得られるようにしている。また、各学科・コースごとに教職課程の授業科目の実施に必要な施設・設備は整えられている。例えば、幼稚園と小学校教員免許課程を設置している文教育学部人間社会科学科では教職準備

室を設置し、最新の教育書、教科書等の書籍や資料を配置し、学生が集い、学び合える環境を作っている。また、全校種・教科の指導法の科目は基本的に附属校園の教諭が担当していることから、学生は日常的に附属に通い、附属学校園教諭から最新の情報を得られる環境が整っている。

2-3について、「教職概論(1)(2)」を導入科目として「教育の基礎的理解に関する科目」群から履修し始め、教科に関する専門的な科目や指導法に関する科目を履修することになっている。教職の基礎的理解から実践力育成までの体系性を保つことが出来ている。

2-4の一例として、ICTの活用指導力については、1年次の全学共通コア科目の「情報処理演習(1)(2)」と「情報処理学(1)(2)」を履修しつつ、教職科目の「ICT活用の理論と方法」を学ぶことになっている。それぞれの到達目標は異なり、コア科目は基礎的なICT能力育成を、教職科目は教育現場での実践力を育成することを目指しており、役割は適切に分担されている。

2-5について、本学では授業の事前学修や事後学修の時間を含み充実した学修成果を挙げることを目的とし、1年間に履修登録する上限を46単位程度とすることを『履修ガイド』に明記している。また、ガイダンスにおいても指導を行い、シラバスに各科目の授業計画、参考図書及び時間外学修の進め方を明示している。

2-6について、本学では「お茶の水女子大学全学教育システム改革推進本部規則第3条第3項」に基づき、教育を担当する副学長を本部長とする全学教育システム改革推進本部で教育課程全般の充実や見直しが行われている。この本部の下に、同第10条第1項、第2項、第3項の規程に基づき、リベラルアーツの編成・実施を担うリベラルアーツ部会、全学的見地から専門教育の教育課程の改革、FDなどを担当する教育改革部会、カリキュラムの検討などを担当する学務部会の3部会がある。学務部会の下には、教職課程、教育実習、学芸員課程・社会教育主事課程、社会調査士課程、インターンシップ、複数プログラム選択履修、サマープログラムの各専門部会があり、そこでの審議結果は教育改革部会や学務部会に報告される。また学務部会等は、全学の教職課程の運営にあたる教学IR・教育開発・学修支援センターおよび各学部等のカリキュラムを所管する委員会等と連携しつつ、教育課程全般の企画・運営を行っている。例えば2018(平成30)年の再課程認定に伴う教職課程の見直しなどの重要事項については全学教育システム改革推進本部又は同本部から付託された学務部会、そして教育研究評議会の審議を経て決定されている。

2-7について、個々の授業科目の到達目標は、各授業担当者がシラバスの「主題と目標」欄に明記している。各授業担当者の自己点検を徹底し、必要があれば、教育プログラムごとに、学科・講座・コース・環等によるピア・レビューを行うなどの組織的な対応を行っている。

2-8について、シラバスは、ウェブによる作成・提供を行っている。2014(平成26)年度に記載項目や内容に関し「シラバス記載に関するガイドライン」を作成し、システム登録時のマニュアル(システム情報登録マニュアル)と併せ、授業担当者に提供している。授業担当教員はそれに従って、「受講条件・その他注意」「授業の形態」「教科書・参考文献」「アクティブ・ラーニングの技法」「評価方法・評価割合」「主題と目標」「授業計画」「時間外学習」「学生へのメッセージ」「学生の問い合わせ先」等を明記し、学生に示している。教員が使用するシラバス入力システム中の各記載項目単位において、不十分な内容のままでの登録を防ぐ為に、2017(平成29)年度に、入力文字数に下限を設定する改修を行い、下限を下回った場合にはアラートを付して注意喚起することで、記載内容の充実・向上に努めている。

なお、2018（平成30）年の再課程認定以後に、授業科目担当者の変更があった教職科目に関して、「教育の基礎的理解に関する科目」群と外国語（英語）免許科目については「教職コア・カリキュラム」の各項目を必ず含んでいるかについて、教科に関する科目のうち「一般的包括的内容を含む科目」はその条件を満たしているかについて、教職課程専門部会長と教職課程の専門職員が必ずシラバスの確認を行い、必要があれば修正を行わせている。

2-9について、2022（令和4）年度に設置されたコンピテンシー育成開発研究所の「大学教育におけるコンピテンシーに関する教育手法の導入と実施、授業の改善、可視化システムの構築と運用を行う」ことを目的とした総合知教育改革部門が、全学の教員に対して様々なアクティブ・ラーニングの手法や授業での導入事例を定期的に紹介し、これに関するFDも実施している。さらに、シラバス上では全授業科目において、その到達目標に応じて導入しているアクティブ・ラーニングの手法を明記することが義務づけられている。

2-10について、個々の授業科目は、授業アンケート結果フィードバックシステムを通じて各授業担当教員にフィードバックされる授業評価アンケートを踏まえて見直しを図っている。また教育の内部質保証の取組として、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシーに照らして個々の授業内容がカリキュラム構成にふさわしい内容となっており十分な教育成果を得られているかどうかを、教育プログラムごとに組織的に確認することで、毎年度必要な科目見直しを実施し、各学部教授会、学務部会の審議を経て、教育研究評議会でも科目の見直しを決定している。特に、人間社会科学科の教育科学・子ども学コースの「教育の基礎的理解に関する科目」群と「道徳・総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」群と「教科に関する科目」群、言語文化学科英語圏言語文化コースの中学校・高等学校の「教科に関する科目」については学科・コースの専門科目を兼ねていることから、教職コア・カリキュラムとの整合性と得られる成果を個々の科目ごとに重点的に検討している。

2-11の教職実践演習については、全学的なプログラムとして、通常の授業科目で学び切れない学校現場の差し迫った様々な課題について学ばせるため、予算を講じて学校教育に関わる教育関係各所の外部の実務関係者を呼び、議論する機会を充実させている。さらに、各学科・コース単位で実践的な指導が出来るよう共通のプログラムを設定している。

教育実習については学務部会の下部組織である、各学部と各附属校園の代表者で構成される教育実習専門部会が学生の配置、事前指導、実習中の指導、事後指導について定期的に部会を開催し、適切な運営に努めるほか、学生に問題が生じた場合には適宜、教育実習専門部会長が対応する体制をとっている。なお、本学の教育実習は基本的に附属校園で実施することとなっており、教育実習が実施される4年次のみならず、日常的に大学教員と附属校園が協力して1年次から学生を指導する体制をとっている。教育実習後は学生にアンケートを実施している（回収率100%）。集計結果を教育実習専門部会で確認し、問題や課題が発見されれば、それを次年度の教育実習の改善につなげている。

○根拠となる資料・データ

- ・国立大学法人お茶の水女子大学全学教育システム改革推進本部規則
- ・教学IR・教育開発・学修支援センター規則第3条第6項
- ・全学のシラバス（ホームページで閲覧可）
- ・シラバス記載に関するガイドライン（学内グループウェアにて閲覧可能）

- ・シラバス情報登録マニュアル（学内グループウェアにて閲覧可能）
- ・授業アンケート結果フィードバックシステム（個々の授業科目については各授業担当教員のみ閲覧可能）
- ・『教育職員免許法に関する説明及び科目認定一覧表』
- ・教職実践演習のシラバス（ホームページで閲覧可）
- ・教育実習後の学生アンケート（学務課で保管）

3 学修成果の把握・可視化

3-1 成績評価に関する全学的な基準の策定・公表の状況

3-2 成績評価に関する共通理解の構築

3-3 教員の養成の目標の達成状況（学修成果）を明らかにするための情報の設定及び達成状況

3-4 成績評価の状況

[現状]

3-1 について、本学では各学部の履修規程（文教育学部履修規程第9条、理学部履修規程第8条、生活科学部履修規程第9条）にて成績評価の基準を規程し、評語と達成水準との関係等を明らかにしている。また、厳格且つ客観的な成績評価を行い、本学の教育の質と信頼性を保つために GPA 制度を導入し、評価基準とともに『履修ガイド』にて詳細を周知している。

3-2 について、教学 IR・教育開発・学修支援センターが、授業科目ごとに学修成果の評価方針に照らして分布表を用いた分析を行うことにより、適正な評価が行われているかを確認しており、偏った分布を示した科目については授業担当教員に対してフィードバックを行い、改善を促している。教学 IR・教育開発・学修支援センターは、全学 FD・SD 研修会で結果を報告し、適正な成績評価に関する共通理解を図っている。

3-3 について、教職実践演習で活用する「教職カルテ」を教職課程の履修を開始する1年次で配付し、教員に求められる事項ごとに対応する授業科目を明示し、その指標を示している。この指標に基づき、学生は学年単位で教員の養成の目標について、その達成状況を自己評価する。4年後期に開講する「教職実践演習」では、この履修カルテをもとに、各学科・コースの教員の指導の下で、教員に求められる力量について振り返りを行い、客観的に各自の達成状況や課題の確認を行うことにしている。

3-4 について、本学では各学部の履修規程（文教育学部履修規程10条、理学部履修規程第9条、生活科学部履修規程第10条）にて「成績不振学生に対する学修指導」を規程しており、毎年5月に前年度の単位取得状況に問題のある学生を GPA の指標によって同定し、学生の所属学科・コースにて個別に学修指導を実施することを義務付けており、成績評価に基づき的確できめ細やかな学修指導を実施している。また、成績や取得単位数を学生自身が日常的に確認できる「学修状況チェックシステム」を導入しており、『履修ガイド』に具体的な利用法を掲載し、本学のウェブサイトの「スチューデントアクセス」にリンクを張り利用を促すことで、学生自身が成績を確認し、自ら学修に生かすことを可能にしている。

全体として、本学では定量的・定性的に、透明性の高い、きめ細やかな達成水準を設定し、教職員と学生がともに達成状況を確認できるシステムを構築していると言える。

○根拠となる資料・データ

- ・各学部の履修規程。『履修ガイド』「5 学修成果 (4) 成績評価」と「6 学修状況チェックシステム」(いずれもホームページより閲覧可)
- ・国立大学法人お茶の水女子大学 GPA 制度に関する要項 (ホームページより閲覧可)
- ・教学 IR・教育開発・学修支援センター内規
- ・公開全学 FD/SD 会 2018『教学 IR:内部質保証の体系的駆動—授業アンケート分析/成績不振チェック&ケア/GPA 分析/学修行動比較調査』(教学 IR・教育開発・学修支援センターホームページより閲覧可)

4 教職員組織

- 4-1 教員の配置の状況
- 4-2 教員の業績等
- 4-3 職員の配置状況
- 4-4 FD・SD の実施状況
- 4-5 授業評価アンケートの実施状況

[現状]

4-1 と 4-2 については教育職員免許法施行規則第 21 条第 2 項に基づき変更届の有無について毎年度確認しており、届ける際には教職課程における関係法令に基づき必要な教員の配置状況と業績を確認し、問題が発見された場合には速やかに対処して基準を満たしている。非常勤講師については各学部で資格審査を行い、教職科目の指導において適切な業績を有しているかを厳しく判断している。

4-3 については本学の教職課程を総括・連絡調整を行う専門的な係として、学務課内に常勤の専任職員を 1 名配置している。業務内容としては、教職課程専門部会と教育実習専門部会の連絡調整、教職課程認定申請、介護等体験及び教育実習の連絡調整、教育職員免許状の申請を行っている。学生の教職課程履修に関する相談にも随時応じている。

4-4 について、2022 年度 1 月に、教職課程の科目を担当する全教員(教職に関する科目を担当する教員と教科専門の授業科目を担当する教員)を対象とした第一回教職 FD を実施した。教育実習において学生の抱える問題を協議することとし、教職課程専門部会と教育実習専門部会で企画し、3 学部長と日程調整の上で教員が参加しやすい日時を相談の上で実施し、教職課程科目を担当するほぼ全員の教員の参加を得ることができた(対象教員 139 人中 138 名出席)。実習先である附属学校の教員の参加も得て、日常的な学生指導と教育実習との間での有機的な指導のあり方について活発な質疑応答がなされた。実施後は参加者アンケートも実施し、教職課程専門部会長と教育実習専門部会長で確認している。これは次回の FD の内容を検討する際の資料とする。

4-5 については学務課が大学全体で授業評価アンケートを実施しており、授業改善に繋げている。

○根拠となる資料・データ

- ・教学 IR・教育開発・学修支援センター内規
- ・教学 IR・教育開発・学修支援センターHP (閲覧可) 中の「授業アンケート」「授業アンケート結果の概要」
- ・第一回教職 FD の実施状況 (ホームページで閲覧可)。参加者アンケート結果 (学務課で保管)。

5 情報公開

5-1 学校教育法施行規則第172条の2のうち関連部分、教育職員免許法施行規則第22条の6に定められた情報公表の状況

5-2 学修成果に関する情報公開の状況

5-3 教職課程の自己点検・評価に関する情報公開の状況

[現状]

5-1と5-3については本学のホームページにて公開している。毎年教職課程担当教員と職員とにより見直しが行われ、更新も適切に行われている。

5-2については5-1の教育職員免許法施行規則第22条の6に定められた情報の中で、免許状取得情報と教職就職者情報を過去1年分、掲載している。

○根拠となる資料・データ

・教員免許取得者数と就職者数（ホームページで閲覧可）

6 教職指導（学生の受け入れ・学生支援）

6-1 教職課程を履修する学生の確保に向けた取組の状況

6-2 学生に対する履修指導の実施状況

6-3 学生に対する進路指導の実施状況

6-4 学生に対する教員採用試験の情報の提供状況

6-5 教員採用試験の受験者数と合格者数の把握

6-6 教員就職者の把握

[現状]

6-1については大学（大学院）案内の中で全学の取得可能な免許種を明示するとともに、各学科単位の説明の中でも取得可能な免許種を明示している。さらに、大学（大学院）案内の卒業生紹介の中でも、教員就職者を取り上げている。また、毎年7月に開催されるオープンキャンパスにおいて、各学部学科が取得可能な免許種を説明し、教職・資格のコーナーを設置して学務課の教職担当職員が詳しく説明することで、積極的に免許取得を広報している。入学後の全学生対象のオリエンテーションでは教職課程専門部会長が資格取得の意義を説明し、積極的な取得を勧めている。

6-2については学生向けの教職課程履修の手引きとして『教育職員免許法に関する説明及び科目認定一覧表』を毎年度作成し配付している。学生は入学時の全学のオリエンテーションで「手引き」の内容を教職課程担当職員より指導され、これをもとに履修計画をたてることになっている。さらに、全学の教員免許取得者が必修科目として学ぶ「教職概論」では、早期のうちに学生の教職課程履修の疑問について対応することを目的として教職課程の履修に関するアンケートを実施し、授業最終回で応えている。また、教員や学務課教職課程担当職員が随時学生の相談に応じている。

6-3については学生・キャリア支援課が年に複数回教員就職希望者向けにガイダンスを実施している。また、全学生対象のキャリアコンサルタントによる1対1のキャリア相談の中で、随時教職に関する進路相談も希望者に対して実施し、教職志望者のモチベーションを高めている。

6-4については学生・キャリア支援課が学生の利用するポータルサイト上で情報提供を行っている

ほか、各学部・学科の掲示板に掲示するなどして情報を提供している。

6-5、6-6に関しては学務課が年度ごとに把握し、5-1の中で公表している。

○根拠となる資料・データ

- ・大学案内・大学院案内（ホームページで閲覧可）
- ・『教育職員免許法に関する説明及び科目認定一覧表』
- ・学生・キャリア支援課の「教員採用試験ガイダンス」のチラシ
- ・「教職概論」での学生履修相談アンケートとそれへの回答を整理したプリント（教職課程専門部会長が保管）

7 関係機関との連携

7-1 教育委員会や各学校法人との連携・交流等の状況

7-2 教育実習等を実施する学校との連携・協力の状況

7-3 学外の多様な人材の活用状況

[現状]

本学は教育実習を附属校園で実施することを基本としている。附属校園の教諭が全校種の教科の指導法の授業科目を担当することも基本となっており、附属校園が学部の指導法に関する学修と教育実習を一体化して指導する体制となっている。さらに、学校インターンシップも学部2年生から附属校で実施している。教育実習専門部会は附属校園の管理職と実習担当教員がともに参加し、教育実習運営について日常的に、些細なことでも大学側附属校園側とで相談できる体制となっている。これらのことが、実習先の教員が実習以前から、大学側と連携し、学生の学修状況や性格を十分に把握した上で実習指導を行うことを可能にしている。附属校園では個々の学生の有する良さを生かすとともに、児童・生徒の実習指導において抱えるであろう問題や課題を予測し、それを克服することができるよう、きめ細やかな配慮の下で充実した実習を行うことが出来ている。また、幼稚園の教職課程を設置している子ども学コースにおいては大学附属の幼児教育・保育施設との連携による授業科目「子ども学フィールドワーク」と、学外の諸機関（文京区立幼稚園、私立特別支援学校等）とも連携している授業科目「子ども学インターンシップ」の2科目が設置されており、附属幼稚園以外の保育の現場に行くことが義務づけられている。」

[課題]

教職に関わる授業科目と教育実習を附属校園で一貫して実施する体制が続いていることで、教育委員会といった学外の教育関係機関との連携の重要性は認識しつつも、その差し迫った必要性があるとは言えない状況であった。その一方で、幼稚園の教職課程における学外の諸機関との連携による授業科目が設置されていること、教職実践演習では学校教育に関わる外部人材を複数人招聘していること、学生間での口コミ等による自発的な学校でのボランティア活動が活発になされていることは承知している。今後、こうした既存の外部諸機関との連携に関するリソースをまずは整理し、それらを生かした全学での組織的な連携体制を構築することが必要である。

○根拠となる資料・データ

- ・教育実習専門部会内規

- ・「学校インターンシップ」のシラバス（ホームページで閲覧可）
- ・「子ども学インターンシップ」と「子ども学フィールドワーク」のシラバス（ホームページで閲覧可）

II. 本学の教職課程の現況（2023年3月現在）

（1）課程認定学科と教員免許状取得者数

学部名	学科名	入学定員	免許状の種類	2022年度卒業生 免許取得者数	定員に占める免許取得者数の割合(%)	2022年度卒業生 免許種別取得者数 (延べ人数)
文教育学部	人文科学科	55	中学校教諭一種免許状(社会)	6	10.9	6
			高等学校教諭一種免許状(地理歴史)			6
			高等学校教諭一種免許状(公民)			5
	言語文化学科	80	中学校教諭一種免許状(国語)	10	12.5	7
			高等学校教諭一種免許状(国語)			7
			中学校教諭一種免許状(英語)			3
			高等学校教諭一種免許状(英語)			3
			中学校教諭一種免許状(中国語)			1
			高等学校教諭一種免許状(中国語)			1
	人間社会科学科	40	幼稚園教諭一種免許状	14	35	5
			小学校教諭一種免許状			4
			中学校教諭一種免許状(社会)			7
			高等学校教諭一種免許状(公民)			6
	芸術・表現行動学科	27	中学校教諭一種免許状(保健体育)	14	51.8	7
高等学校教諭一種免許状(保健体育)			7			
中学校教諭一種免許状(音楽)			7			
高等学校教諭一種免許状(音楽)			7			
理学部	数学科	20	中学校教諭一種免許状(数学)	8	40	8
			高等学校教諭一種免許状(数学)			8
	物理学科	20	中学校教諭一種免許状(理科)	5	25	5
			高等学校教諭一種免許状(理科)			5
	化学科	20	中学校教諭一種免許状(理科)	5	25	5
			高等学校教諭一種免許状(理科)			5
	生物学科	25	中学校教諭一種免許状(理科)	6	24	6
			高等学校教諭一種免許状(理科)			6
	情報科学科	40	中学校教諭一種免許状(数学)	2	5	2
			高等学校教諭一種免許状(数学)			2
高等学校教諭一種免許状(情報)			2			
生活科学部	食物栄養学科	36	栄養教諭一種免許状	3	8.3	3
	人間生活学科	39	中学校教諭一種免許状(家庭)	3	7.6	3
			高等学校教諭一種免許状(家庭)			3

(2) 大学院・課程認定コースと教員免許状取得者数

研究科名	専攻名	入学定員	免許状の種類	2022年度修了生 免許取得者数	2022年度修了生 免許種別取得者数 (延べ人数)
人間文化創成科学研究科	比較社会文化学専攻	60	中学校専修免許状(国語)	7	1
			高等学校専修免許状(国語)		1
			中学校専修免許状(中国語)		
			高等学校専修免許状(中国語)		
			中学校専修免許状(英語)		2
			高等学校専修免許状(英語)		2
			中学校専修免許状(社会)		
			高等学校専修免許状(地理歴史)		
			中学校専修免許状(保健体育)		
			高等学校専修免許状(保健体育)		
			中学校専修免許状(音楽)		3
			高等学校専修免許状(音楽)		4
			中学校専修免許状(家庭)		
			高等学校専修免許状(家庭)		
人間発達科学専攻		27	幼稚園専修免許状	1	1
			小学校専修免許状		
			中学校専修免許状(国語)		
			中学校専修免許状(社会)		
			中学校専修免許状(数学)		
			中学校専修免許状(理科)		
			中学校専修免許状(音楽)		
			中学校専修免許状(美術)		
			中学校専修免許状(保健体育)		
			中学校専修免許状(保健)		
			中学校専修免許状(技術)		
			中学校専修免許状(家庭)		1
			中学校専修免許状(職業)		
			中学校専修免許状(職業指導)		
			中学校専修免許状(中国語)		
			中学校専修免許状(英語)		
			中学校専修免許状(フランス語)		
			中学校専修免許状(宗教)		
			高等学校専修免許状(国語)		
			高等学校専修免許状(地理歴史)		
			高等学校専修免許状(公民)		
			高等学校専修免許状(数学)		
			高等学校専修免許状(理科)		1
			高等学校専修免許状(音楽)		
			高等学校専修免許状(美術)		
			高等学校専修免許状(工芸)		
			高等学校専修免許状(書道)		
			高等学校専修免許状(保健体育)		
			高等学校専修免許状(保健)		
			高等学校専修免許状(看護)		
			高等学校専修免許状(家庭)		1
			高等学校専修免許状(情報)		
			高等学校専修免許状(農業)		
高等学校専修免許状(工業)					
高等学校専修免許状(商業)					
高等学校専修免許状(水産)					
高等学校専修免許状(福祉)					
高等学校専修免許状(商船)					
高等学校専修免許状(職業指導)					
高等学校専修免許状(中国語)					
高等学校専修免許状(英語)					
高等学校専修免許状(フランス語)					
高等学校専修免許状(宗教)					
中学校専修免許状(社会)					
高等学校専修免許状(公民)					
ジェンダー社会科学専攻		18	中学校専修免許状(家庭)	0	
			高等学校専修免許状(家庭)		
			中学校専修免許状(社会)		
			高等学校専修免許状(公民)		
ライフサイエンス専攻		40	中学校専修免許状(家庭)	7	
			高等学校専修免許状(家庭)		
			中学校専修免許状(理科)		7
			高等学校専修免許状(理科)		7
理学専攻		70	中学校専修免許状(理科)	18	9
			高等学校専修免許状(理科)		9
			中学校専修免許状(数学)		6
			高等学校専修免許状(数学)		6
生活工学共同専攻		7 (14)	中学校専修免許状(家庭)	0	
			高等学校専修免許状(家庭)		

(3) 教員就職者数

(2022年度)

学部・研究科	中学校			高等学校				小学校	幼稚園	栄養教諭	合計
	社会	理科	英語	国語	地理歴史	数学	英語				
文教育学部			1	1	1			2			5
理学部		1									1
生活科学部										1	1
人間文化創成科学研究科	1	3				1	1		1		7

(2021年度)

学部・研究科	中学校				高等学校			小学校	幼稚園	合計
	国語	理科	音楽	英語	国語	数学	英語			
文教育学部	3		1					2	1	7
理学部		1				1				2
生活科学部										0
人間文化創成科学研究科		2		3	1		1	2		9

(2020年度)

学部・研究科	中学校						高等学校			小学校	幼稚園	合計
	国語	数学	理科	音楽	保健体育	英語	数学	理科	音楽			
文教育学部				1	2	1				2		6
理学部		2					1					3
生活科学部												0
人間文化創成科学研究科	2		1	1				1	1		1	7

(2019年度)

学部・研究科	中学校						高等学校			小学校	幼稚園	合計
	国語	数学	理科	音楽	家庭	英語	国語	数学	家庭			
文教育学部						1	2			3	1	7
理学部								1				1
生活科学部					1							1
人間文化創成科学研究科	1	1	1	1		1				1	1	7

就職者数／人